

釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定

釧路市（以下「甲」という。）と釧路町（以下「乙」という。）は、平成22年3月24日に締結した釧路市釧路町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号オに次のように加える。

(イ) 消費生活相談等に関する連携

a 取組の内容

健全な消費生活を確保するため、消費者への被害防止や消費者意識の向上に連携して取り組む。

b 甲の役割

釧路市消費生活センターの機能の充実を図るとともに、圏域内の消費者への啓発事業や消費生活に関する相談、情報提供に取り組む。

c 乙の役割

消費者への啓発事業や情報提供に取り組むとともに、釧路市消費生活センターの運営に関して、必要な経費を負担する。

(ウ) 環境保全や希少な動植物の保護に関する連携

a 取組の内容

希少な動植物を育む釧路湿原や釧路川流域の保全活動を推進する。

b 甲の役割

体験学習の実施など釧路湿原の保全活動に取り組むとともに、地域の湿地に関する研究機能を担う釧路国際ウェットランドセンターの活動を推進する。

c 乙の役割

達古武湖周辺において自然学習の場を整備促進し、体験学習を通じ自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、釧路湿原の保全活動を推進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成25年3月25日

釧路市長

釧路町長
